

弘前市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が設置する防犯カメラの設置及び運用の適正化を図るために必要な事項を定めることにより、安全で安心な市民生活を実現するとともに、犯罪発生を抑止並びに個人のプライバシーその他個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 防犯カメラ 犯罪発生を抑止を目的として、市が設置し、又は管理する施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者にその管理を行わせるもの及び契約によりその管理業務を委託するものを含む。）並びに道路、公園、広場等の不特定多数の者が利用する特定の場所に常設するカメラ、画像記録装置及びこれに附属する機器をいう。

(2) 画像 防犯カメラにより撮影された画像をいう。

(プライバシーの保護等)

第3条 市が設置した防犯カメラ及び画像は、その記録が個人のプライバシーに関する情報であることに常に配慮し、個人情報の保護に関する法令等の趣旨に従って、適正に取り扱わなければならない。

(防犯カメラの設置)

第4条 防犯カメラは、犯罪発生を抑止効果の向上と個人のプライバシー保護との調和を図り、撮影区域を適切な範囲とするよう設置するものとする。

2 防犯カメラを設置するときは、撮影区域内の見やすい場所に防犯カメラを設置している旨を表示するものとする。

(管理責任者等)

第5条 市は、防犯カメラの適正な設置及び運用を図るため、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、当該防犯カメラの管理を担当する課等の長をもってこれに充てる。

2 管理責任者は、前項の事務の適正化を図るため、所属職員のうちから防犯カメラの運用に関する取扱者（以下「防犯カメラ取扱者」という。）を指定しなければならない。

3 防犯カメラ取扱者は、管理責任者の指揮監督の下に、防犯カメラの運用に関する事務を行う。

4 管理責任者又は防犯カメラ取扱者以外の者は、防犯カメラ、映像表示機器及び録画機器の操作及び画像の閲覧を行うことができない。

5 管理責任者又は防犯カメラ取扱者は、防犯カメラの設置目的以外の目的のために画像を閲覧してはならない。

(画像の検索等)

第6条 防犯カメラ取扱者は、管理責任者の指示に基づく場合を除くほか、画像を検索し、複製し、又は印刷してはならない。

2 防犯カメラ取扱者は、前項の規定により画像を検索し、複製し、又は印刷した

ときは、弘前市防犯カメラ画像検索等記録簿（様式）にその旨を記載し、管理責任者に報告しなければならない。

（防犯カメラの設置に係る措置）

第7条 管理責任者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）画像は、原則として30日（法令に基づく手続により照会等を受けた場合にあっては、当該手続に必要な期間）を超えて保存しないこと。
- （2）防犯カメラのモニター及び録画装置並びに画像データを記録した記録媒体（DVD、ハードディスク等）及びパソコンについては、施錠された場所に保管する等の方法により厳重に管理すること。
- （3）第1号に規定する保存期間を経過した画像の消去は、新たな画像を上書きする方法等により当該画像を復元できないよう適切な処分を行うこと。
- （4）画像データへのアクセスの可否を決めるパスワードは、管理責任者又は防犯カメラ取扱者以外の者に不正に利用されないよう、推測されにくい安全なパスワードを作成し、他人の目に触れないよう適切な方法で保管すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、映像及び記録媒体の不正利用、外部流出、改ざん等の防止のために必要な措置を講じること。

（画像の第三者への提供等）

第8条 管理責任者は、画像を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、画像及び画像を複製し、又は印刷したものを提供することができる。

- （1）刑事訴訟法（昭和23年法律第131条）第197条第2項の規定に基づき、捜査機関から公文書により提供を求められたとき。
- （2）前号のほか、法令等の規定に基づき文書により提供を求められたとき。
- （3）人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

2 前項ただし書の規定により画像を提供するときは、複数の関係職員の立会いのもと行うものとする。

（秘密の保持）

第9条 管理責任者又は防犯カメラ取扱者は、画像から知り得た情報を他人に漏らしたり、不当な目的に利用してはならない。管理責任者又は防犯カメラ取扱者でなくなった後においても同様とする。

（苦情等の処理）

第10条 管理責任者は、市民等から防犯カメラの設置又は運用に関する苦情等を受けたときは、誠実かつ迅速に対応しなければならない。

附 則

この要綱は、告示の日から起算して1月を経過した日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式（第6条第2項関係）

弘前市防犯カメラ画像検索等記録簿

管理責任者		職名	氏名
取扱者職員	所属課	職名	氏名
検索指示年月日	年 月 日		
検索目的			
検索日時			
防犯カメラ設置場所			
防犯カメラ番号			
検索画像	年 月 日 時 分	ごろから	
	年 月 日 時 分	ごろまで	
検索結果	<input type="checkbox"/> 検索画像 有 (内容)		
	<input type="checkbox"/> 検索画像 無		
	<input type="checkbox"/> その他		
特記事項			